

## 平成30年7月豪雨により被災されたお客さまへ

平成30年7月豪雨により被災された皆様には心よりの御見舞いを申し上げます。  
現在、災害救助法適用地域のご住所の登録があるお客さまに以下のお取扱いとさせていただいておりますのでご案内申し上げます。

### 1.ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）のお取扱いについて

お客さまがお住まいの所轄税務署長からその災害等により被害を受けたことに係る罹災証明等の交付を受け、弊社にご提出いただいた場合、未成年者口座及び課税未成年者口座内の資産を払出制限期間であっても非課税で払出しを行うことができます。

注：罹災証明等の交付を受けるためにはその災害等が生じた日から11か月以内に所轄税務署長に申し出を行い、かつ災害等が生じた日から1年以内に弊社に交付を受けた罹災署名等を提出する必要があります。

### 2.税法上の告知等の際の本人確認書類の提示に係るお取扱いについて

（暫定的なお取扱い）

本人確認書類のご提示が必要な税法の規定に基づく告知に際し、今般の豪雨によって本人確認書類を滅失したことによりご提示いただけない場合は、本人確認書類のご提示を猶予させていただきます。

以上詳細につきましては、三井住友アセットマネジメント投信直販お客さま窓口（フリーダイヤル0120-45-1104）までお問い合わせ下さい。